

仕 様 書

この仕様書は、「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）テレビ等レンタルシステム設置運營業務」の仕様内容について定めるものとする。

1 レンタルシステムの設置及び運營業務

(1) 機器の設置台数及び設置箇所(予定)

設 置 機 器		台 数	設 置 箇 所
床頭台	一般用	4 1 7 台	特別個室、小児科病棟以外の病室
	小児科用	8 台	小児科病棟
	化学療法室用	1 8 台	化学療法室
テレビ	1 9 インチ	4 4 3 台	全床頭台
	4 3 ～ 4 8 インチ	9 台	特別個室
DVD再生機		8 台	小児科病棟
冷蔵庫	一般用	4 2 5 台	一般用・小児科用床頭台
	特別個室用	9 台	特別個室
ランドリーシステム（洗濯機・乾燥機）		3 セット	3階コインランドリー
課金機		4 3 1 台	一般用・小児科用床頭台（4 2 5 台） ランドリーシステム（6 台）
カード販売機		8 台	デイルーム、2階
カード精算機		1 台	1階会計室付近
イヤホン販売機		9 台	デイルーム、2階、化学療法室
院内放送設備		1 式	設置場所は別途協議

(2) 機器の仕様

設置する機器は次の仕様を満たすもので、すべて新品であること。

なお、調達する機器については、事前に具体的な仕様を発注者に提示し、了承を得ること。

① 床頭台

木製オリジナル製品とし、以下の条件を満たすものすること

ア サイズ等

一般用	幅 550 mm以下 奥行 700 mm以下 高 1700 mm程度
小児科用	幅 550 mm以下 奥行 550 mm以下 高 1700 mm程度 ※ カラーリングなど子ども向けの意匠に配慮する
化学療法室用	幅 550 mm以下 奥行 700 mm以下 高 1300 mm程度 ※ 冷蔵庫の付属しないもので上部に薬用籠を置くスペース等確保する

イ 入院患者等使用者の安全性を第一に考えた設計とし、女性や高齢者等にも使いやすく、清掃も行いやすいなど衛生面にも配慮された形状なものとする。

ウ 操作が安易なロック機能付きのキャスターとすること。

エ 大容量及び操作性を考慮したセーフティボックス(引き出し式など。)を設置し、マスターキーを病院に提供すること。また、鍵等の紛失時等のパーツ交換時に取り換えが容易であること。

オ 足元灯を取り付けること。

カ 機能性に優れ、忘れ物防止等、使用者の利便性についても考えられた機能を有していること。(収納棚、靴入れ、タオル掛、コンセント、スライドテーブル等)

② テレビ

43～48 インチ	<ul style="list-style-type: none">・43インチ以上48インチ以下の液晶テレビ（ワイヤレスリモコン付）・地上デジタル放送及び衛星デジタル放送のチューナー内蔵
19インチ	<ul style="list-style-type: none">・19インチの液晶テレビ（ワイヤレスリモコン付、イヤホンジャック付）・地上デジタル放送及び衛星デジタル放送のチューナー内蔵・テレビの横幅は、床頭台の幅以下とすること・前後の移動及び上下左右の角度調整が可能なこと・個室以外に設置するテレビは、スピーカーから音が出ないようにすること・病院案内放送が視聴できること・小児科に設置するテレビは、DVD再生装置を接続・視聴可能なこと

③ DVD再生装置

ア 薄型タイプとし、床頭台に内蔵すること。

イ ワイヤレスリモコン付きとすること。

ウ 小児向けソフトの提供については、著作権その他関係法令を遵守し、適宜、更新若しくは追加すること。

エ ブルーレイディスク対応型とすること。

④ 冷蔵庫

特別個室用	<ul style="list-style-type: none">・容量 90リットル程度（2ドア式）
一般用	<ul style="list-style-type: none">・容量 20リットル程度・500ミリリットルのペットボトルが縦置きで収納できること。・床頭台に内蔵すること・静音及び低振動設計で、ペルチェ式とすること。

⑤ ランドリーシステム

ア 洗濯機の上に架台を取り付けて、乾燥機を設置すること。

イ 洗濯機は、全自動式、ステンレス槽及び4.5kg以上の洗濯容量とすること。

ウ 乾燥機は、全自動式、ステンレスドラム及び4.5kg以上の乾燥容量とすること。

⑥ 課金機

ア プリペイドカード減算方式とすること。

イ プリペイドカードの残度数及び残時間が表示できること。

ウ 課金機は、操作が容易なものとすること。

⑦ プリペイドカード販売機

ア 1枚1000円で販売すること。

イ テレビ、冷蔵庫及びランドリーシステムの共通プリペイドカードとする。

ウ 病院が指定する場所に卓上型又は床置型を設置すること。

⑧ プリペイドカード精算機

ア 精算単位は10円とすること。

イ 払い戻し手数料は無料とすること。

⑨ イヤホン販売機

ア 電源不要の手動式イヤホン販売機を導入すること。

イ 投入硬貨は100円硬貨のみとすること。

(3) 周辺設備の設置

次の周辺設備を設置すること。なお、施工については、病院と協議を行うこと。

① テレビ

ア 院内放送設備（VTR・キャビネット・コントローラー・ミキサー・変調器等一式、配線・接続工事を含む。）を設置すること。

イ アンテナ等配線を施工すること。

② ランドリーシステム

配線・接続工事及び架台固定工事を施工すること。

(4) テレビ放送システム

① 一般放送

地上デジタル放送及び衛星デジタル放送（NHKを含む。）が視聴できること。

② 院内放送等

ア 病院案内ビデオを作製し、無料で放送すること。

イ 病院で行われる催事の際に、音響設備を配置すること。また、催事の模様を無料で同時中継放送又は録画放送すること。

ウ 病院が放送を要請かつ提供したDVD又はビデオは、無料で放送すること。

(5) 機器のメンテナンス体制

① メンテナンスの拠点を市内に設置すること。

② 緊急連絡網を整備し、病院に報告すること。

③ 年中無休のメンテナンス体制を整えること。

④ メンテナンスに係る経費を負担すること。

⑤ 機器の故障時等に備えて、適切な数量の予備を確保し、故障時には迅速に予備の機器と交換すること。

⑥ 設置運営事業受託者が設置した機器等は、常に正常かつ清潔な状態に保つこと。

2 ベッドメイキング業務（閉院日のみ）

(1) 受注者は、この業務に必要なかつ十分な人員を配置するとともに、発注者の指示する箇所において、次の業務を実施すること。

① 清拭

病室内または指定場所において、清拭消毒シートを用いて、ベッド、ベッドサイドレール及びマットレスの清拭消毒を実施すること。

② ベッドメイキング

ア 使用済みの寝具類を剥がし、清潔な寝具類と交換すること。

イ 寝具類の調達等は、病院と連携して実施すること。

ウ 受注者が定める方法を基本とし、実施すること。

(2) 実施日（閉院日）

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び発注者が定める日。

(3) 実施時間

午前9時から午後5時までとする。（最終受付時刻は午後4時30分）

3 従業員の健康管理及び感染対策

受注者は、次に掲げるとおり、従業員の健康管理に配慮するとともに、発注者の感染管理教育及び指針に基づき、従業員への感染対策を徹底すること。

なお、受注者は、従業員の労務災害及び労務管理に関する全ての事項に責任を負うこと。

- (1) 年1回従業員に健康診断を受けさせること。
- (2) 従事者にインフルエンザワクチン等の予防接種を受けさせること。
- (3) 従業員に発熱、発熱を伴う発疹、下痢又は嘔吐等感染症が疑われる症状があるときは、当該従業員のこの業務への従事を控えること。
- (4) 従業員の針刺し、切創又は血液等の暴露があったときは、速やかに医療機関を受診させるとともに、発注者に報告すること。
- (5) 対象物が血液等で汚染されているときは、事前に発注者が清拭等の処理を行うものとする。
なお、感染のおそれがある対象物を取り扱う場合は、発注者の指示に従うこと。

4 保険

受注者は、次の保険に加入すること。

- ① 機器の盗難・火災・破損等の事故に対する動産保険
- ② ベッドメイキング等に関する保険

5 諸費用の負担

受託業者は、次の費用を負担すること。

- (1) 機器及び周辺設備の調達及び設置に係る費用
- (2) 機器及び周辺設備の運営に係る費用(ただし、電気料金及び水道料金は除く。)
- (3) 機器及び周辺設備の修繕に係る費用(ただし、利用者の明らかな不注意、若しくは故意によって発生した修繕を除く。)
- (4) 動産保険料及び機器に係る公課
- (5) レンタルテレビに係るNHK受信料(地上契約・衛星契約)
- (6) 病院案内ビデオの作製費用
- (7) ベッドメイキング業務(閉院日のみ)に要する費用
- (8) 契約期間の満了または契約の解除等による機器及び設備等の撤去に係る費用

6 その他

- (1) 毎年度、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第5条に定める「固定資産貸付申請書」を提出すること。なお、電気料金及び水道料金並びに固定資産貸付料については地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第8条第1項第2号及び第10条第3項の規定を適用し、別途徴収はしない。
- (2) 契約期間中、病院の都合により機器の配置数及び配置場所等を変更する場合には、病院との協議に応じること。
- (3) 契約期間の満了又は契約の解除により機器及び周辺設備を撤去する際、プリペイドカード自動精算機については、契約終了後も病院の指定する期間は設置すること。